

手続開始決定留保通知

2023年12月26日

異議申立人 殿

独立行政法人 国際協力機構  
異議申立審査役

貴殿の2021年7月7日付の異議申立（2023年8月22日付受理）については、手続開始決定が留保になったことをお伝え致します。詳細については「検討結果」をご覧ください。

手続開始決定留保の理由としては、本件異議申立手続における主たる争点である補償内容については、既にフィリピン国の法律（R.A.10752）に基づく用地取得手続（Expropriation Proceedings）による紛争処理手続において係争中であり、同紛争処理手続と本件異議申立手続の争点が実質的に同一であると認められることから、異議申立手続の開始を留保することが適当と判断しました。

今後、留保事由であるフィリピン国の紛争処理手続が終了した後、貴殿が本件異議申立手続を続行したい旨を書面で提出した場合、手続開始の要否をあらためて検討することになります。

以上

検討結果

1. 申立書の形式要件

全ての項目について英語で記載されている。  
申立書の日付が2021年7月7日と記載されているが、申立書がJICAフィリピン事務所（「JICA事務所という」）に送付されたのは2023年7月23日<sup>1</sup>であることから、同年12月18日に審査役が申立人にヒアリングを行ったところ、申立書の内容について2021年7月7日以降特に変更の必要がないことを確認した。

2. 手続開始要件

(1) 申立人の要件

異議申立はプロジェクトの実施される国の2名の住民によりなされている。

(2) 対象プロジェクト

申立書に記載されている事業は、JICAが支援しているものであることが確認されている。

(3) 期間

案件に関するカテゴリ分類結果の情報公開以降、案件が終了するまでの期間に異議申立書が提出されている。

(4) 申立人に対して生じた現実の被害又は相当程度の蓋然性で将来発生すると考えられる被害

申立人は、申立人の住居と職場を兼ねる建物（機材含む）は鉄道車両基地の建設予定地に位置しており、移転に係る補償内容が不十分なため損害を受けることを主張している。しかし、補償内容については2023年12月現在、フィリピンの法律（R.A. 10752）に基づく用地取得手続（Expropriation Proceedings）による紛争解決手続において係争中であり、補償内容が検討されている。

(5) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項及び不遵守の事実

申立人は、住民移転に係る情報公開や移転住民への補償が、JICAの環境社会配慮ガイドライン非自発的住民移転に関する条項（別紙1. 対象プロジェクトに求

<sup>1</sup> 2.(8)および脚注2を参照。

められる環境社会配慮」の「非自発的住民移転」の1.~4.)に即した形で行われていないと主張している。

#### (6) ガイドライン不遵守と具体的被害の因果関係

現在、フィリピン国の法律（R.A. 10752）に基づく用地取得手続（Expropriation Proceedings）による紛争処理手続において係争中であり、補償内容が検討されている段階にあることから、JICAのガイドライン不遵守と申立人が主張する被害との因果関係については判断できない。

#### (7) 相手国等との協議の事実

申立人及びその家族が、相手国等が開催した車両基地建設に係る住民協議（public consultation）に参加したことは確認されたが、申立人が主体的に相手国等との対話に向けた努力を行ったことは確認できなかった。

#### (8) JICAとの協議の事実

申立人は、申立人及びその家族が参加した住民協議に、JICA関係者が参加していたと説明しているが、申立人とJICAとの直接対話は確認されていない。2021年7月に、申立人はJICA事務所宛に申立書を送付しているが、その際、JICA事務所から申立人へ連絡を試みたものの申立人からは応答がなかったこと<sup>2</sup>が確認されている。また、2023年8月22日の申立書受理以降の予備調査期間においても、JICA事務所や審査役からの連絡に、申立人からの応答が適時になされなかった。

なお、申立書は、異議申立手続要綱では、審査役に直接提出することになっているものの、2021年7月当時、JICA現地事務所が申立書を受領した際、異議申立手続要綱の趣旨や目的に照らせば、速やかに審査役に申立書を送付すべきであった。JICAは他の事務所を含めた再発防止策を速やかに実施する必要がある。

#### (9) 濫用の防止

濫用による異議申立を疑うべき客観的事実は認められない。

以上

---

<sup>2</sup> 結果的に、JICA事務所は、申立内容を確認することができず、審査役に転送しなかったことが確認された。